

諮問日：平成29年9月7日（平成29年度（最情）諮問第54号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（最情）答申第67号）

件名：裁判官の異動に関する命令文書の不開示判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年度中の裁判官の異動に関する命令文書」の開示の申出につき最高裁判所事務総長が対象文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情の申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月12日付けで原判断を行ったところ、同年8月16日に取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対する苦情申出期間は、平成29年8月11日までとなるが、その日は国民の祝日であるから、苦情申出の日が同月12日であっても何ら問題はない。必要であれば、苦情申出の日を同日から同月11日に変更することを求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

原判断に対する苦情申出期間は、平成29年8月14日までであるところ、苦情申出人は、同月16日に苦情の申出をした。また、本件について、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな事情や、苦情申出期間を徒過したこと

について正当な理由をうかがわせる事情は存在しない。

本件苦情申出書が同月12日付けで作成されていることから、苦情申出人は、苦情申出書の作成日が苦情申出期間内であれば、期間を徒過したことにはならないと解していることがうかがわれるが、苦情申出期間内に苦情申出書が裁判所に到達する必要があることは明らかであるから、苦情申出人の独自の見解に基づく主張は、失当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情申出は、原判断の通知を発した日である平成29年5月12日から3か月が経過した同年8月16日にされたものであるから、取扱要綱記第11の2の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

苦情申出人は、本件苦情申出書が同月12日付けで作成されていることを踏まえて、苦情申出書の作成日が苦情申出期間内であれば、期間を徒過したことにはならないと解していることがうかがわれる。しかし、取扱要綱の申出期間に関する定めによれば、苦情申出期間内に苦情申出書が裁判所に到達する必要があることは明らかであるから、苦情申出人の主張は、独自の見解といわざるを得ず、本件の結論に影響しない。

そのほか、本件苦情申出が期間を徒過してされたことについて、正当な理由があることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおりであるから、本件苦情申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認めら

れないので，これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人